

## 資料提供先

中国地方建設記者クラブ 浜田記者クラブ  
 合同庁舎記者クラブ 江津記者クラブ  
 島根県政記者会 三次記者クラブ  
 広島県政記者クラブ



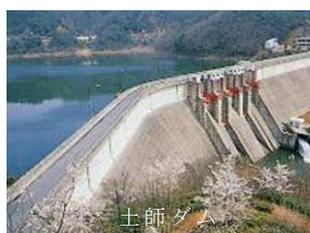
## 江の川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました

国土交通省中国地方整備局では、平成28年2月24日に「江の川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を策定しました。

江の川水系では平成19年11月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「江の川水系河川整備基本方針」（以下、基本方針）が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、江の川水系の国が管理する区間における今後概ね30年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、江の川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「江の川河川整備懇談会（座長：広島大学 河原能久 教授）」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらに島根県、広島両県知事をはじめ、関係市等からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。



■ 中国地方整備局河川部ホームページ

→ 「河川整備基本方針・河川整備計画」 → 「江の川水系」 よりご覧ください。

■ 浜田河川国道事務所・三次河川国道事務所ホームページ

→ 「江の川水系河川整備基本方針・河川整備計画」 → 「河川整備計画」 よりご覧ください。

別添：江の川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯と概要

**（問い合わせ先） 国土交通省中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（代表）**  
 河川部 河川計画課長 籠 博史（ふもと ひろし）（内線3611）  
 建設専門官 菅野 秀治（すがの ひではる）（内線3617）  
 担当事務所 浜田河川国道事務所 電話番号（0855）22-2480  
 副 所 長 野元 俊秀（のもと としひで）（内線204）  
 事業対策官 稲若 孝治（いなわか たかはる）（内線 208）  
 担当事務所 三次河川国道事務所 電話番号（0824）63-4121  
 副 所 長 向田 隆史（むかいだ たかし）（内線204）  
 建設専門官 溝川 克己（みぞかわ かつみ）（内線402）  
 建設監督官 濱本 賢太郎（はまもと けんたろう）（内線403）

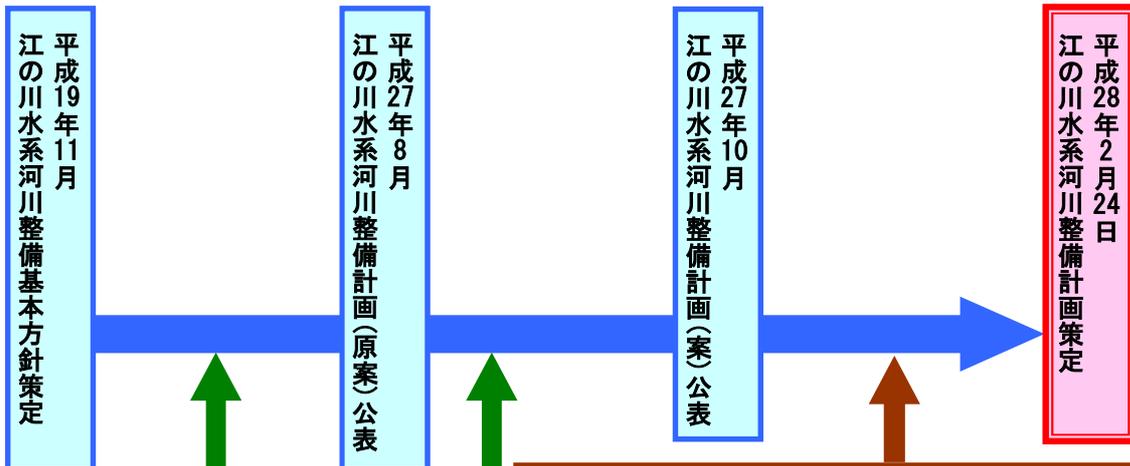
**（広報担当窓口） 国土交通省中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（代表）**  
 広報広聴対策官 平川 雅文（ひらかわ まさふみ）（内線2117）  
 企画部 環境調整官 田尾 和也（たお かずなり）（内線3114）

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯

## 策定までの経緯

江の川水系では、平成19年11月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「江の川水系河川整備基本方針」を策定しています。これに基づき、江の川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「江の川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を平成28年2月24日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、江の川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者で構成される「江の川河川整備懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらには広島県・島根県知事をはじめ、関係市町からご意見を頂きながら進めてきました。



### ■広島県・島根県知事からのご意見

- ・ 広島県知事から三次市長、安芸高田市長、庄原市長へ意見照会
- ・ 島根県知事から江津市長、川本町長、美郷町長、邑南町長へ意見照会

### ■各分野の学識者や専門家からのご意見

- ・ 平成22年12月～平成27年10月 第1～4回「江の川河川整備懇談会」開催

### ■地域のみなさんからのご意見

- ・ 平成23年2月～平成27年8月 アンケート、原案への意見募集  
住民説明会「江の川のこれからを考える会」（3市3町で延べ15回開催）

## 各分野の学識経験者からの意見聴取

### ■江の川河川整備懇談会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに4回開催し、専門分野について意見を伺いました。

### 江の川河川整備懇談会 委員名簿 (平成27年10月時点)

氏名	職名	専門分野
岩本 浩史	島根県立大学総合政策学部准教授	法律
裏戸 勉	松江工業高等専門学校名譽教授	河川
河原 能久	広島大学大学院工学研究科教授	河川
関 太郎	広島大学名誉教授	環境(植物)
中林 光生	広島女学院大学名誉教授	環境(鳥類)
中村 幹雄	元島根県内水面水産試験場長	環境(魚類)関係漁業
長束 勇	島根大学生物資源科学部教授	関係水利
林 秀司	島根県立大学総合政策学部教授	地域計画
藤原 真砂	島根県立大学総合政策学部教授	経済・事業評価
村上 勇	島根県文化財保護審議委員(奥田元宋・小由女美術館館長)	文化財
村上 恭祥	元広島県水産試験場長	環境(魚類)関係漁業
山崎 禎雄	日笠寺住職(元桜江町教育委員長)	民俗学・地理

(敬称略 五十音順)

## 地域のみなさんからの意見聴取



アンケートや説明会などにより総数で約1,600件のご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、自然環境の保全、樹木伐採やゴミの不法投棄の対応など適正な維持管理といった意見を頂いています。

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 河川整備計画の基本事項

### 基本理念

#### 【治水】 安全・安心な暮らしの推進

江の川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けての段階的かつ着実な河川整備を進めるものとしますが、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産等を考慮し、災害に強い江の川流域を目指して、治水安全度の向上を図ります。

#### 【利水】 清らかな水の恵みと暮らしの営みを支える

人々にぎわい、多様な生物に富んだ、豊富な水量・良好な水質の川を目指し、限りある水資源の有効利用を図るため、広域的かつ合理的な水利用を促進し、必要な流量の確保に努めます。

#### 【河川環境】 豊かで多様な自然環境と歴史・文化の次世代への継承、身近で親しみある水辺を創出し、人と川のふれあいを深める

多くの魚類を育み、緑の山々と清冽な水とが調和した自然豊かな環境に配慮した川づくりや、地域と一体となった川づくりを目指すとともに、江の川上流部においては、一部環境の劣化がみられることから、河川のダイナミズムを回復することにより、河川環境の改善に努めます。

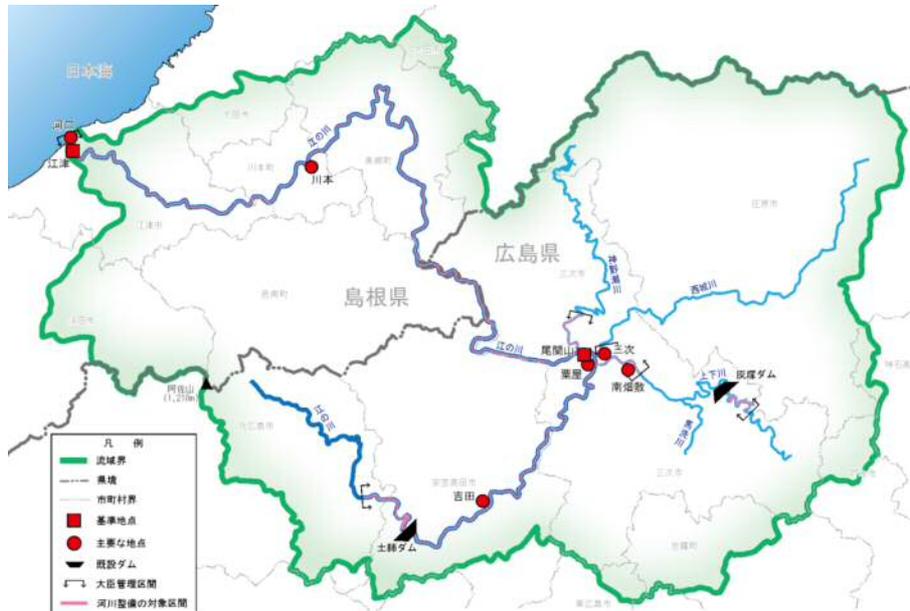
### 対象区間

江の川水系の国が管理する区間（下図参照）

### 対象期間

今後概ね30年間

## ■江の川水系河川整備計画【国管理区間】の対象区間



河川名等	上流端	下流端	延長(km)	
江の川※1	広島県境まで	河口まで	86.3	
江の川※2	左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師 右岸: 広島県安芸高田市八千代町土師	島根県境まで	77.9	
神野瀬川※2	布野川への合流点	江の川への合流点		
馬洗川※2	左岸: 広島県三次市南畑大字下掛原 右岸: 広島県三次市四十貫町字樋ノ尻	江の川への合流点		
西城川※2	左岸: 広島県三次市三次町字五日市 右岸: 広島県三次市三次町字檜原	江の川への合流点		
灰塚ダム※2	上下川	左岸: 広島県三次市吉舎町大字安田 右岸: 広島県三次市吉舎町大字安田	左岸: 広島県三次市三良坂町大字二賀 右岸: 広島県三次市三良坂町大字二賀	19.3
	杉谷川	左岸: 広島県三良坂町大字灰塚 右岸: 広島県三良坂町大字灰塚	上下川への合流点	
	大谷川	左岸: 広島県三良坂町大字大谷 右岸: 広島県三良坂町大字大谷	上下川への合流点	
	田総川	左岸: 広島県庄原市総領町大字稲草 右岸: 広島県庄原市総領町大字稲草	上下川への合流点	
土師ダム※3	木屋川	左岸: 広島県庄原市総領町大字木屋 右岸: 広島県庄原市総領町大字木屋	田総川への合流点	9.2
	江の川	左岸: 広島県山県郡北広島町川井 右岸: 広島県山県郡北広島町川井	左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師 右岸: 広島県安芸高田市八千代町土師	
国管理区間合計			192.7	

※1: 浜田河川国道事務所管理区間 ※2: 三次河川国道事務所 ※3: 土師ダム管理所管理区間

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1/2)

### 目 標

#### ■安全・安心な暮らしの推進

##### 1.施設整備による災害の発生防止

洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

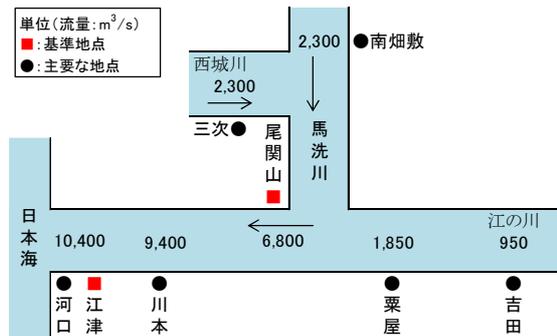
本計画に定める河川整備を実施することで、江の川及び馬洗川においては戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ることが可能となります。また、西城川については戦後第2位の洪水である昭和58年7月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ることが可能となります。

##### 2.ハード・ソフトが一体となった減災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。これにより、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

施設整備により達成される流量

河川	地点	洪水調節前の流量 m <sup>3</sup> /s	既設ダムによる洪水調節流量 m <sup>3</sup> /s	河道の整備で対応する流量 m <sup>3</sup> /s
江の川	江津	11,100	700	10,400
	川本	10,100	700	9,400
	尾関山	7,800	1,000	6,800
	粟屋	2,600	750	1,850
馬洗川	南畑敷	1,700	750	950
西城川	三次	2,800	500	2,300
		2,300	0	2,300



施設整備により達成される流量

### ■整備手順

#### 1) 継続事業の早期完成

現在、中下流部では八神地区、川越地区、川平地区、都賀西地区及び大貫地区の整備を実施しています。また、上流部では、門田地区の整備を実施しています。先ずは、これら実施中の事業を早期に完成させます。

#### 2) 近年洪水による家屋浸水箇所の整備

治水に対する安全度が特に低く、近年洪水(平成以降)において家屋浸水が発生した箇所を優先して整備します。合わせて、当該箇所の整備に伴い水位上昇等の影響が生じる箇所についても整備します。また、最下流の江津市街地については、その上流で実施する整備に伴い想定される流量の増加に備え、計画堤防高までの整備を実施します。

#### 3) その他の整備箇所

#### 4) 堤防の浸透に対する質的強化整備

堤防の浸透に対する質的強化については、その安全度や背後地の資産の状況、また堤防整備の状況等より優先順位を評価し適宜実施します。

実施箇所	河川整備計画対象期間(30年)		
現在実施中の事業	→		
近年(平成以降)洪水による家屋浸水箇所	→		
近年洪水の家屋浸水箇所の整備に伴い水位上昇等の影響が生じる箇所	→		
その他の整備箇所	→		
堤防の浸透に対する質的強化整備	→		

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(2/2)

### 整備等の内容

堤防整備、宅地嵩上げ等、河道掘削等、堤防の質的強化対策

### ■整備内容

#### 1 堤防整備又は宅地嵩上げ等

堤防整備は、現在、堤防が整備されていない区間、堤防の高さや断面が不足する区間で実施します。また、地形的制約等がある場合で、宅地嵩上げ等による整備が効率的な箇所については、水防災事業を活用した宅地嵩上げ等による対策を実施します。

なお、関連法令や新たな制度、関係自治体による事業や施策等の社会的情勢の変化により、さらなる効果的かつ効率的な治水対策、防災対策が実施可能となる場合は、必要に応じそれらの手法も組み合わせ実施します。

#### 2 河道掘削等

本計画で定める施設の整備に達成させる流量を計画高水位以下で流下させるため、河道掘削及び樹木伐採を実施します。

河道掘削等は、当該箇所の流下能力を向上させることとなりますが、一方でその下流に対し流下する流量を増加させる場合があるため、下流の整備状況やその影響を考慮しつつ実施します。

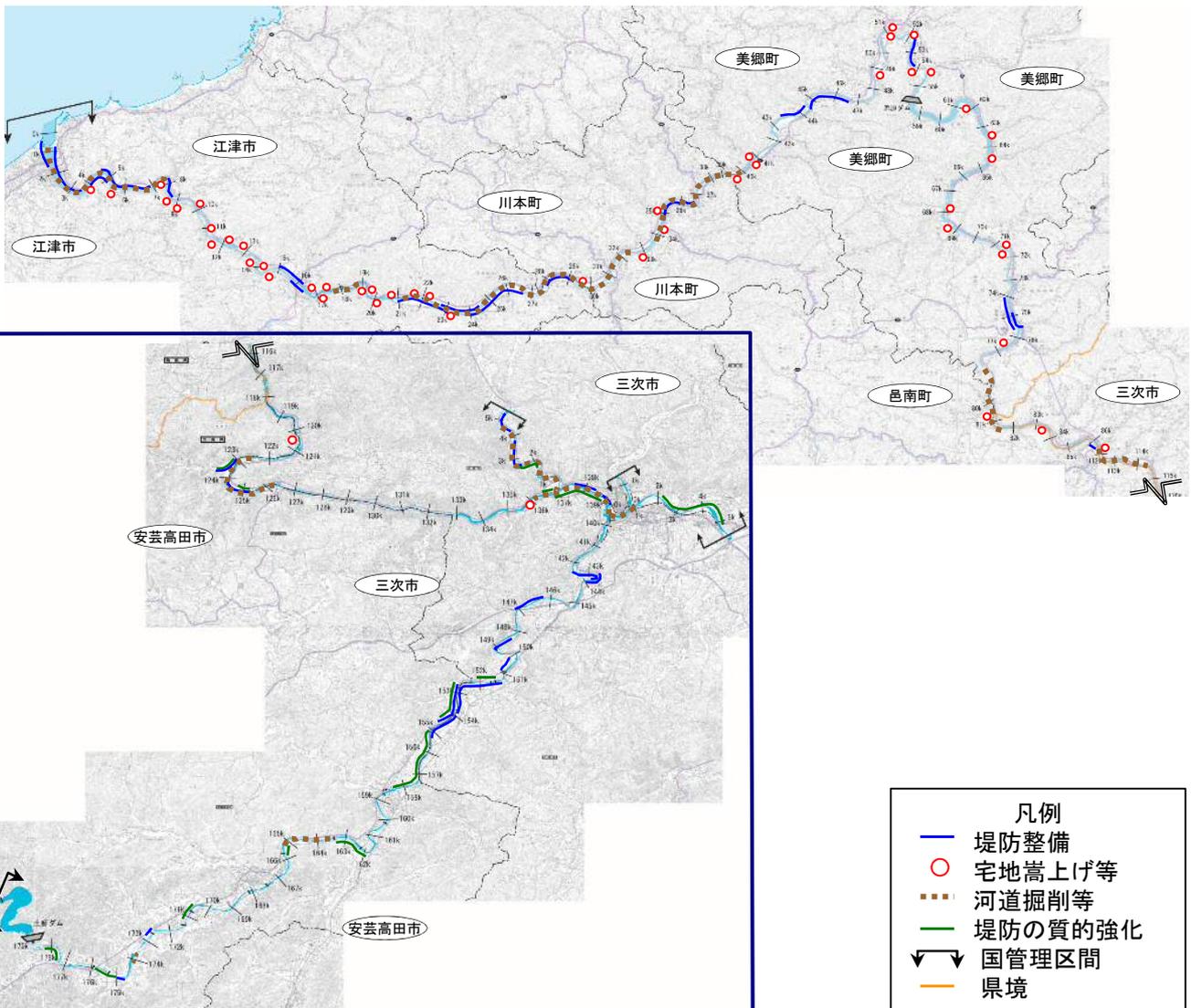
また、中下流に残されている水害防備林については、その機能を把握し有効活用できるよう、保全に努めます。

河道掘削等は、河川水の局所流や偏流といった治水上の影響はもちろん、現況の自然環境を改変することとなるため、自然環境への影響について動植物の生息、生育及び繁殖環境や景観等を考慮した総合的な視点による検討を行い実施します。

#### 3 堤防の質的強化対策

堤防の浸透に対する安全性の点検により、対策が必要となった区間について、対策工法を検討の上、必要に応じて堤防の強化対策を実施します。

堤防の質的強化は、古い年代の堤防が多い江の川上流部より、浸透に対して安全度が低い箇所、特に人口や資産が集中している箇所から順次行います。



# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

### 目 標

#### ■ 清らかな水の恵みと暮らしの営みを支える

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川整備基本方針に定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めることとします。その目標とする流量は、尾関山基準点において通年で概ね16m<sup>3</sup>/sとします。

なお、当該流量は、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、増減する場合があります。

### 整備等の内容

灰塚ダム完成以降も尾関山基準地点で定められている流水の正常な機能を維持するために必要な流量を満足していない年があるため、その流量を確保するための対策について具体的に検討を実施します。

また、三川合流部より上流の江の川本川においては、流況が平滑化及び低下していることにより、河川環境への影響も懸念されています。よって、当面実施可能な流況改善について、土師ダムのより有効な活用が図れるように検討を行い、利水者を含む関係機関の協力を得ながら流況改善対策を実施します。

## 河川環境の整備と保全に関する事項

### 目 標

#### ■ 豊かで多様な自然環境と歴史・文化の次世代への継承、身近で親しみある水辺を創出し、人と川のふれあいを深める

##### (1) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全

江の川にはオオサンショウウオが生息する淵や、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生、キシツツジやツメレンゲが生育・繁殖する崖地や岩場、インドジョウが生息する砂レキ底の淵など多様な自然環境が維持されている箇所が多く存在します。このため、治水対策を行う際は、河川環境に配慮しながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖域の保全を図り、影響の低減に努めます。

また、アユやサケ、サクラマス等の回遊性魚類の遡上・産卵環境の保全・改善や、水際と緑の連続性等を確保することにより、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

上流に見られる環境の劣化対策として、河川のダイナミズムを向上させ環境改善に努めます。さらに、オオカナダモ、オオクチバスをはじめとする外来種については、その防除に努めます。

##### (2) 良好な河川景観の維持

江川水系県立自然公園をはじめとする、中下流の断魚渓や神之瀬峡などの変化の富んだ渓谷環境を形成する河川景観、市街地と一体となった落ち着いた景観(三川合流部)及び周辺の里山環境と調和した河川景観の維持・形成に努めます。

また、樹林化及び草地化を抑制し、河川本来の景観である自然裸地の確保及び保全に努めます。

##### (3) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている江の川の現状を踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、河川利用の場の整備及び保全を図ります。また、鵜飼やカヌー等の水面を利用した活動、河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより人と川との関係の再構築に努めます。

また、不法占用や不法投棄への監視、指導により河川区域の適正な利用が図られるよう、河川の状態把握と事案への迅速な処理に努めます。

##### (4) 良好な水質の保全

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現況の良好な水環境を考慮し、下水道等の関連事業、関係機関との連携、調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努めます。また、上流の土師ダム及び灰塚ダムについても、富栄養化状態の監視を行いアオコ抑制に努めます。

### 整備等の内容

##### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全

・江の川沿川の各地区の特徴やエコロジカルネットワークに配慮した河川整備を実施します。

・江の川の多様な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐため、江の川の環境の特徴を把握・分析・評価し、河川工事を実施する際には、その影響を考慮します。

・江の川上流部における環境の劣化対策として、河川のダイナミズムを回復するための検討を実施します。

##### (2) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

・地元自治体や地域住民と一体となって江の川の特徴を次代に継承するため、利用形態、地域の特徴を活かした良好な河川空間の整備・保全を実施します。

・江の川沿川の小学校等を中心に川を利用した環境学習や体験活動を河川管理者と教育関係者及び市民団体等と一体となり推進するため「水辺の楽校プロジェクト」により、水辺へ近づきやすい安全な空間の整備等を支援します。

・今後、江の川沿川のまちと水辺が融合した良好な空間形成の円滑な推進を図るため、「かわまちづくり支援制度」により、実現性の高い水辺整備・利活用計画の策定を推進します。

##### (3) 良好な河川景観の維持・形成

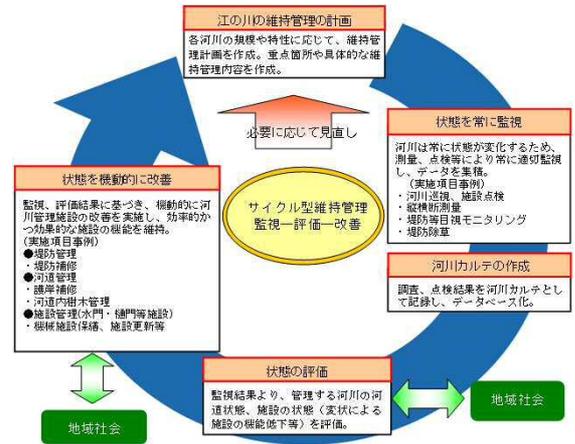
・江の川における変化に富んだ河川景観、市街地と一体となった落ち着いた景観及び周辺の里山環境と調和した河川景観を保全するために、河川の整備を実施する際には、それらの周辺景観に配慮した構造等を検討します。

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 河川の維持の目的、種類及び施行の場所（1/2）

河川は、洪水や渇水等により日々その様相を変化させており、河川を適正に管理するためには、河川の状態を常に監視し、評価及び改善することが重要です。

江の川の維持管理をより適正かつ確実にを行うために、江の川の特性を踏まえた重点箇所や具体的な実施内容、適正な頻度等を定めた「河川維持管理計画」を基に、計画的な維持管理を継続的に行い、常に江の川の状態が把握できるように努めます。また、計画を評価・改善することでサイクル型維持管理体系を確立し、安全・安心な暮らしが持続可能となるように、効率的かつ効果的な維持管理を実施します。



### ■洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

サイクル型維持管理のイメージ

#### (1) 水文観測

#### (3) 気候変動による影響のモニタリング

気候変動の影響により洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量とその特性、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努めます。また、その蓄積されたデータ等を活用し、定期的に分析・評価を実施します。

#### (4) 河道の維持管理

#### (5) 河道内樹木の管理

#### (6) 堤防・護岸の維持管理

#### (7) 樋門・樋管、排水機場、陸閘門等の維持管理

#### (12) 避難を促す水位情報等の周知

水位や雨量等の河川情報は、地元自治体や地域住民にとって、水害危険度の把握や防災対策を行う上で重要な情報であり、その判断や行動に役立つ情報の整備とともに、確実に伝達するための体制づくりが必要です。

地域住民自ら洪水時の危険度を確認し、的確な判断や行動に繋がれるように、橋脚や水位観測所等に「氾濫危険水位」等の水位情報を表示します。水位表示等を設置する際は、地域住民の目線で設置する事が重要です。

#### (13) 浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援

#### (14) 災害リスクの評価・災害リスク情報の共有

#### (15) 災害リスクを考慮した減災対策の推進

想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な対応策を、関係地方公共団体と連携して検討します。特に、江の川中下流部の点在する小集落については、地域毎の地形的特徴等を考慮し検討します。

具体的には、浸水想定や災害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

#### (16) 防災教育の推進

#### (18) 排水ポンプ車の運用

樋門・樋管を通じて流入する支川では、洪水時に堤防の住居地側から河川への排水が困難となる場合があります。そのため、応急的な排水対策として関係機関と調整を図り、地元自治体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用する等、関連機関と連携し、適切な役割分担のもと浸水被害を軽減するよう努めます。

また、対応方法や役割分担について、関係機関と定期的に確認することで、迅速かつ円滑な対応による浸水被害の軽減や、未然の防止に努めます。

#### (19) 河川管理施設保全活動

#### (21) 地域における水防・避難対策の支援

過去の水害や今後想定される気候変動による大雨の発生頻度増加等を踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動への支援、水防演習や災害対応演習の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、地域づくりと一体となった被害軽減対策等を関係機関や地域住民と連携して推進します。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、防災・減災力の向上を図ります。

#### (2) 河道特性調査

#### (8) ダムの管理

#### (9) 許可工作物の維持管理

#### (10) 不法行為対策

#### (11) 洪水予報・水防警報

#### (17) 水防体制の充実・強化

#### (20) 特定緊急水防活動

# 江の川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

## 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 (2/2)

### ■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

#### (1) 渇水時の対応

### ■河川環境の保全に関する事項

#### (1) 自然環境の保全

良好な自然環境を保持している箇所において、維持管理に伴う工事等を実施する場合は、各場所での特性に応じた河川環境の保全を図ります。

江の川上流部では河道内にオオカナダモが繁茂しており、生態系への影響が懸念されています。そのため、引き続き関係機関や地域住民等と連携して駆除を行い、増加、拡大の防止に努めます。



人力によるオオカナダモの駆除

#### (2) 河川環境調査

#### (3) 水質の保全

#### (4) 水質調査

#### (5) 水質事故対策

水質事故への対応については、「江の川(上流・下流)水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化します。また、河川へ流入する汚濁物質を最小限にするため、河川巡視や地域住民からの情報入手等、地域と一体となった取組に努めます。さらに、定期的に、水質事故を想定した訓練等を関係機関と連携し行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実、水質事故対策技術の向上を図ります。

#### (6) 河川利用の場としての維持

#### (7) 河川美化

#### (8) 河川の安全利用

#### (9) 環境教育の推進

#### (10) 水源地域ビジョン

#### (11) 兼用道路及び河川に隣接する道路

#### (12) 景観の保全

#### (13) 地域住民等との連携・協働



オイルフェンス設置訓練

## その他河川整備を行うために必要な事項

### (1) 連携と協働

江の川がより多くの人々に親しめるよう、地域と連携・協働し川づくりを行います。

このため、河川管理者、関係機関、NPO団体、地域住民等が、それぞれの役割を十分理解しつつ、互いに連携しあい川づくりを進めていくことが必要です。

今後も地域への広報活動に努めるほか、清掃活動、河川サポーター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら河川の管理に取り組みます。

### (2) 情報の共有化

河川の管理において連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関わる情報を地域と共有化することが重要です。

そのため、ホームページをはじめとするインターネット環境やケーブルテレビ等を活用して、江の川の河川整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、意見交換の場を設ける等関係機関や地域住民等との双方向コミュニケーションを推進します。

そのほかにも、大規模な自然災害が発生した際には、関係自治体へ整備局職員を派遣し、災害に関する情報、資料の収集や提供等の支援を行います。

### (3) 社会環境の変化への対応

江の川の河川空間は地域の重要な社会基盤の一つとして、さらに多様な機能が求められています。

本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、江の川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応できるよう、地域と連携した組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。

## 参考資料

### 中国地方整備局管内

#### 1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画	平成19年 5月16日
高津川水系河川整備計画	平成20年 7月 3日
芦田川水系河川整備計画	平成20年12月 4日
天神川水系河川整備計画	平成22年 3月 5日
斐伊川水系河川整備計画	平成22年 9月30日
高梁川水系河川整備計画	平成22年10月14日
太田川水系河川整備計画	平成23年 5月16日
旭川水系河川整備計画	平成25年 3月15日
佐波川水系河川整備計画	平成26年 5月29日
小瀬川水系河川整備計画	平成27年 6月25日
江の川水系河川整備計画	平成28年 2月24日

### 【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

**第十六条の二** 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。